

亀山市告示第53号

次のとおり公印の廃止をしたので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

平成31年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

区分	名称	印影	使用範囲	廃止の日	個数
廃止	亀山市長印		亀山市健康づくり 関センター管 理に係る許可事 務用	平成31年 4月1日	1